

令和5年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立久慈東高等学校

校長名 佐々木 寛

1 活動の方針(スポーツ・芸術文化共通)

- (1) 生徒の多様な学びの場である部活動を通じて、心身の成長を図り豊かな人間性を培う。
 - ① 主体的・自発的な活動を促し、その過程を評価して生徒の自己有用感を育む。
 - ② 部活動の目標を実現するために周囲と協力して行動する責任感や連帯感を涵養する。
- (2) 生徒間及び生徒と教職員のよりよい人間関係を構築し、適切な部活動の運営を行う。
 - ① 生徒とのコミュニケーションを十分に図りながら信頼関係の醸成に努める。
 - ② 生徒個々のニーズを把握し、教育活動の一環としてバランスのとれた部活動を行う。
- (3) 生徒の心身の健康管理を徹底するとともに安全確保と事故防止に努める。
 - ① 適切に休養をとりつつ、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - ② 生徒の健康観察及び施設・設備や天候等の環境条件を確認して活動する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 部活動休養日
 - ① 週1日以上以上の休養日を設ける。
 - ② 休養日は週休日(土・日曜日)に設定するように努める。
 - ③ 年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
- (2) 部活動時間
 - ① 通常の練習時間は、平日は2時間30分(16:00~18:30)、休業日は4時間以内とするが、休業日にこれを超える計画を立てる場合には、事前に許可を得る。
 - ② 練習試合・合宿・遠征などは、事前に計画表を提出し許可を得る。

3 活動のきまり

- (1) 各部には部顧問を置き、部長、主将、その他必要な役員を置く。
- (2) 部活動を欠席する場合は顧問に申し出る。
- (3) 定期考査開始1週間前から考査終了前日までの部活動は禁止する。ただし、考査終了3週間以内に大会及び発表会がある場合は、校長の許可を得た後、放課後1時間程度練習することを認める。(休日は原則禁止とする。)
- (4) 校外行事に参加しようとする部もしくは生徒は、顧問を通じて実施要項と対外活動参加許可願を提出し、校長の許可を得なければならない。
- (5) 部室は部活動で使用する用具の管理・保管と更衣のために使用するものであり、目的外の使用をしてはならない。また、部室の使用後は、必ず消灯、施錠する。
- (6) 部室に事故・破損が生じた場合は速やかに届け出る。

4 その他

- (1) 部活動は任意加入とするが、進路決定に向けた諸活動の一つとして、積極的な加入を推奨する。
- (2) 学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図り、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、その周知を図る。また、地域と連携した取組を推進することによって、関係者や保護者の理解と協力を得る。